

◆府債の状況(平成23年度決算全会計ベース)◆

I) 府債発行額・残高等の状況

○ 平成23年度における府債(地方債)の発行額・償還額・残高の状況は、次のとおりです。

(単位:百万円)

会計区分	22年度末 残高(A)	23年度発行額		23年度元金償還額 (D)	23年度末残高 (E)=(A+B+C-D)	前年度比 (E)/(A)	(参考) 23年度利子支払額
		新発債(B)	借換債(C)				
一般会計分	5,180,166	388,175	308,293	542,048	5,380,373	104%	73,324
特別会計分	893,781	9,872	54,760	105,194	657,398	74%	10,336
合計	6,073,947	398,047	363,053	647,242	6,037,771	99%	83,660
臨財債等	2,285,312	281,384	141,074	215,350	2,492,420	109%	29,521
その他	3,788,635	116,663	221,979	431,892	3,545,351	94%	54,139

※平成21年4月14日付総務省通知(総財地第115号)による満期一括償還地方債の借換については別紙のとおり。
 ※平成23年度においては、以下の会計の異動(創設・廃止)に伴う債務の移管が行われている。

移管元	移管先	金額(百万円)
大阪府水道事業・工業用水道事業会計	一般会計	45,787
	大阪広域水道企業団	150,034

※「臨財債等」とは、税や交付税の代替として発行した府債(臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、減収補填債)の合計。
 ※「その他」とは、全会計の府債合計額から臨財債等を除いたもの。

II) 金利の状況

○ 平成23年度に発行した府債(地方債)の金利は、次のとおりです。

(単位:百万円)

借入区分	発行額	左の利率別内訳			
		~0.5%	~1.0%	~1.5%	1.5%超え
公的資金	23,021	1,149	21,727	145	
財政融資資金	21,656	228	21,428		
地方公共団体金融機構資金	505	67	299	139	
国の予算等貸付金	860	854		6	
民間等資金	738,079	315,154	151,484	216,441	55,000
市場公募	632,079	245,154	131,484	200,441	55,000
銀行等引受	106,000	70,000	20,000	16,000	
合計	761,100	316,303	173,211	216,586	55,000

III) 減債基金の積立・取崩等の状況

○ 平成23年度における減債基金の積立・取崩等の状況は、次のとおりです。

(減債基金へ積立を行っている会計の内訳⇒一般・下水・港湾・関空・箕面・不動産・市町村)

(単位:百万円)

区分	22年度末 基金残高(A)	23年度 積立金(B)	23年度			23年度 取崩額(C)	23年度末基金 残高(A+B-C)
			府ルール積立等	復元積立	決算剰余金		
減債基金の状況	214,130	236,248	184,878	38,500	12,870	168,950	281,428
うち臨財債等	10,866	74,399	56,874	13,134	4,391	65,268	19,997
積立不足額	▲476,664	51,370	-	38,500	12,870	-	▲425,294
うち臨財債等	▲162,617	17,525	-	13,134	4,391	-	▲145,092

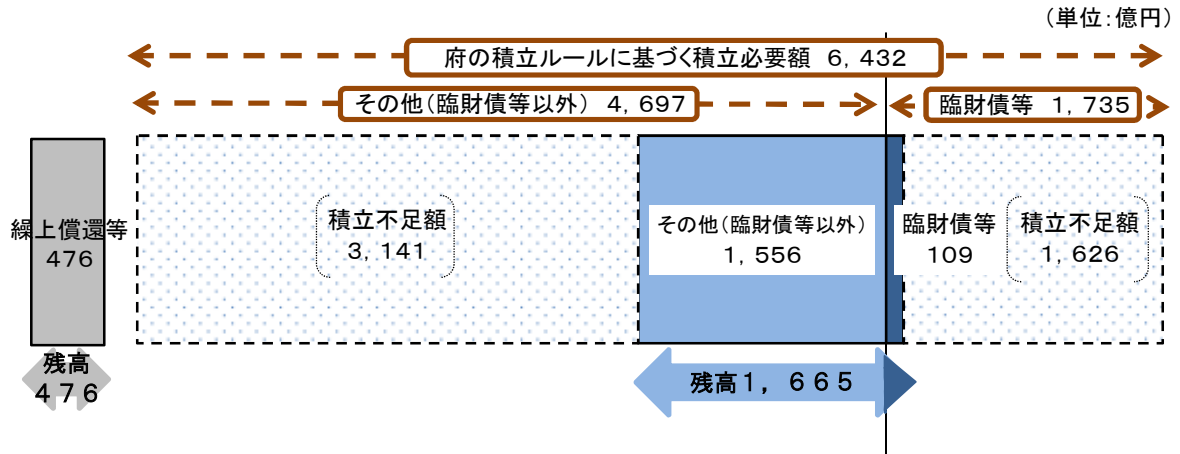
※「積立不足額」とは、満期一括償還の方法により発行した府債の償還のため、知事が定める償還計画に基づいて積み立てられているべき金額に不足する額のこと。
 ※府では、財政再建団体転落回避のため、13~19年度の間、減債基金から520,200百万円の借入れを行ってきたが、22年度に財務マネジメントの適正化の観点から、基金からの借入れの見直しを行った(基金への償還を行うとともに、現金残高にあわせて基金の処分を実施)。その結果、基金残高が積み立てておくべき額に比べて不足している。そのため、21年度から減債基金への復元(返済)を実施しており、21~23年度合わせて94,906百万円を復元し、23年度末で425,294百万円の積立不足となっている。
 ※「決算剰余金」とは、22年度一般会計決算剰余金(1/2相当)の減債基金への編入額。
 ※23年度積立金の「復元積立」と「決算剰余金」は、臨財債等とその他(臨財債等以外)の積立不足額見合いで按分して積立。
 ⇒ 臨財債等17,525百万円、臨財債等以外33,845百万円

【参考：減債基金の積立不足の状況】

減債基金とは、府債の償還財源を確保するため、資金を積み立てることを目的に設置された基金。
 23年度決算より、府議会での議論を踏まえて、税や交付税の代替として発行した臨財債等とその他（臨財債等以外）の減債基金の内訳を示すこととした。

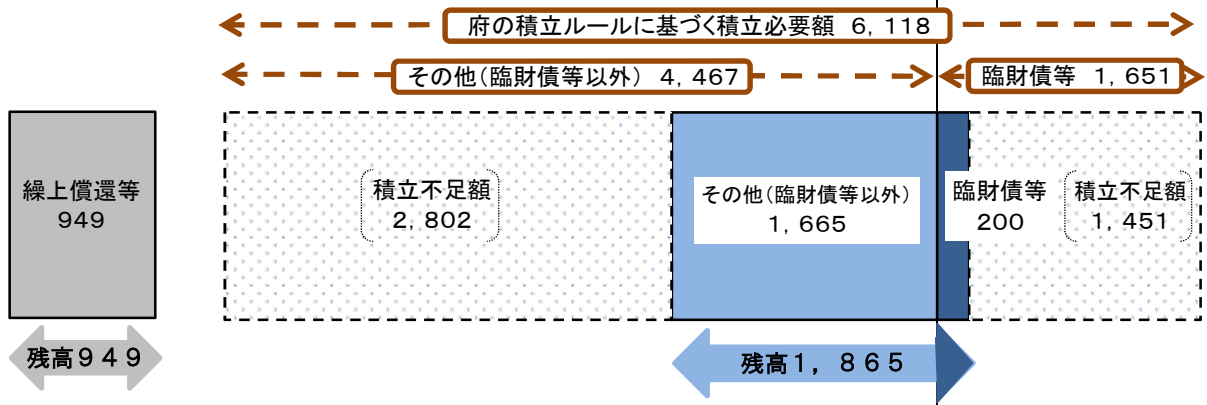
○ 平成22年度末残高

過去に減債基金から5,202億円の借入れを実施したため、減債基金残高が府の償還計画（積立ルール）に基づいて積み立てておくべき額に比べて不足。そのため、21年度から減債基金への復元（返済）を実施しており、21～22年度合わせて435億円を復元し、22年度末で4,767億円不足。



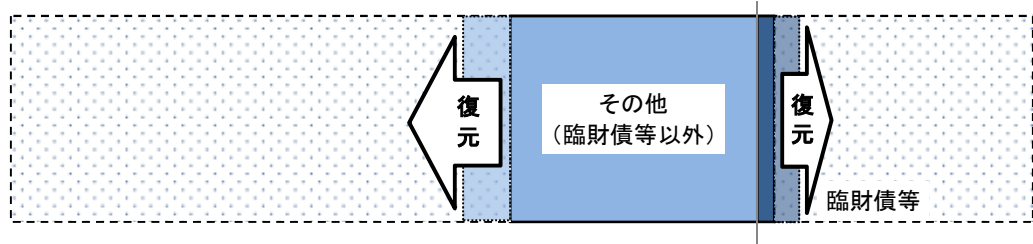
○ 平成23年度末残高

府の積立ルールに基づく積立及び償還に必要な取崩を実施。さらに、積立不足の復元として、23年度復元積立と22年度決算剰余金の1/2相当額の合計514億円を積立。決算剰余金を含む復元積立514億円については、臨財債等とその他（臨財債等以外）の積立不足額見合いで按分して積立。
 その結果、23年度末の積立不足額は前年度末より514億円減少して4,253億円の不足となっている。



○ 復元積立の考え方

減債基金の積立不足の復元は、臨財債等とその他（臨財債等以外）の積立不足額見合いで按分して積立。



※繰上償還等とは、市場公募債等の流通を前提とした証券で発行した府債において、事業の中止など償還を行うべき事由が発生した場合に、繰上償還に相当する部分を減債基金に積み立てた額等。
 なお、繰上償還等には積立不足は生じていない。